

平成18年2月

高知県議会定例会議案

(当初予算)

## 平成18年2月高知県議会定例会議案目録（当初予算）

### ○ 予 算

第1号	平成18年度高知県一般会計予算	1
第2号	平成18年度高知県給与等集中管理特別会計予算	15
第3号	平成18年度高知県旅費集中管理特別会計予算	16
第4号	平成18年度高知県用品等調達特別会計予算	17
第5号	平成18年度高知県土地取得事業特別会計予算	18
第6号	平成18年度高知県災害救助基金特別会計予算	19
第7号	平成18年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算	20
第8号	平成18年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算	22
第9号	平成18年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算	23
第10号	平成18年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算	25
第11号	平成18年度高知県県営林事業特別会計予算	27
第12号	平成18年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算	29
第13号	平成18年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	31
第14号	平成18年度高知県流域下水道事業特別会計予算	32
第15号	平成18年度高知県港湾整備事業特別会計予算	34
第16号	平成18年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算	36
第17号	平成18年度高知県電気事業会計予算	38
第18号	平成18年度高知県工業用水道事業会計予算	40
第19号	平成18年度高知県病院事業会計予算	42

# 一 般 会 計

平成18年度高知県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ430,363,654千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

平成 1 8 年 2 月 2 2 日 提 出

高 知 県 知 事      橋   本   大 二 郎

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位千円)

款	項	金 額	款	項	金 額
1 県 税		55,827,644		1 所得譲与税	13,460,000
	1 県 民 税	14,834,377		2 地方道路譲与税	2,643,000
	2 事 業 税	13,214,379		3 石油ガス譲与税	186,000
	3 地 方 消 費 税	6,755,065		4 航空機燃料譲与税	8,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,653,386	4 地方特例交付金		369,527
	5 県 た ば こ 税	1,625,494		1 地方特例交付金	369,527
	6 ゴルフ場利用税	304,613	5 地方交付税		169,500,000
	7 自 動 車 税	9,285,826		1 地方交付税	169,500,000
	8 鉦 区 税	10,545	6 交通安全対策特別交付金		350,000
	9 自 動 車 取 得 税	1,986,558		1 交通安全対策特別交付金	350,000
	10 軽油引取税	6,086,137	7 分担金及び負担金		4,058,239
	11 狩 猟 税	70,598		1 分 担 金	159,735
	12 旧法による税	666		2 負 担 金	3,898,504
2 地方消費税清算金		15,612,708	8 使用料及び手数料		6,341,794
	1 地方消費税清算金	15,612,708		1 使 用 料	4,881,149
3 地 方 譲 与 税		16,297,000		2 手 数 料	1,460,645

9 国庫支出金		57,038,667		5 収益事業収入	3,617,260
	1 国庫負担金	22,620,404		6 受託事業収入	1,113,335
	2 国庫補助金	33,640,166		7 利子割精算金収入	12,700
	3 委託金	778,097		8 雑入	7,287,305
10 財産収入		1,285,329	15 県債		60,490,000
	1 財産運用収入	931,072		1 県債	60,490,000
	2 財産売却収入	354,257	歳入合計		430,363,654
11 寄附金		6,180			
	1 寄附金	6,180			
12 繰入金		11,929,079			
	1 特別会計繰入金	1,270,115			
	2 基金繰入金	10,658,964			
13 繰越金		10			
	1 繰越金	10			
14 諸収入		31,257,477			
	1 延滞金、加算金 及 び 過 料	298,030			
	2 県預金利子	2,193			
	3 公営企業貸付金 元 利 収 入	3,165,154			
	4 貸付金元利収入	15,761,500			

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額	款	項	金 額
1 議 会 費		1,113,895		4 遺家族等援護費	31,859
	1 議 会 費	1,113,895		5 災 害 救 助 費	8,050
2 総 務 費		13,317,450	5 文 化 環 境 費		3,473,114
	1 総 務 費	11,509,787		1 文 化 交 流 費	2,002,703
	2 危 機 管 理 費	985,777		2 環 境 費	1,470,411
	3 出 納 費	485,390	6 商工観光労働費		5,920,186
	4 人 事 委 員 会 費	148,050		1 商 工 費	4,319,575
	5 監 査 委 員 費	188,446		2 観 光 費	733,892
3 企 画 振 興 費		9,189,218	3 劳 働 費	762,407	
	1 企 画 振 興 費	6,986,333	4 劳 働 委 員 会 費	104,312	
	2 選 挙 費	164,674	7 科学技術振興費		2,721,690
	3 情 報 化 推 進 費	2,038,211		1 科学技術振興費	2,721,690
4 健 康 福 祉 費		54,269,435	8 農 林 水 産 業 費		32,591,782
	1 健 康 福 祉 費	3,216,078		1 農 業 費	6,374,668
	2 健 康 費	24,187,142		2 畜 産 業 費	1,529,838
	3 福 祉 費	26,826,306		3 農 地 費	6,449,125

	4 森林林業費	12,685,373		1 警察総務費	20,196,192
	5 水産業費	5,552,778		2 警察活動費	1,780,674
9 土木費		80,174,590	12 災害復旧費		4,188,073
	1 土木総務費	12,754,912		1 農林施設災害復旧費	1,091,856
	2 河川費	6,697,915		2 水産施設災害復旧費	53,820
	3 砂防費	4,919,347		3 土木施設災害復旧費	3,027,397
	4 道路橋梁費	33,486,447		4 県有施設等災害復旧費	15,000
	5 都市計画費	8,312,642	13 公債費		80,865,964
	6 建築費	1,993,186		1 公債費	80,865,964
	7 港湾空港費	12,010,141	14 諸支出金		24,564,787
10 教育費		95,926,604		1 基金	794,832
	1 教育総務費	9,317,373		2 公営企業支出金	6,333,490
	2 児童費	2,058,684		3 地方消費税清算金	6,665,701
	3 学校費	78,254,490		4 利子割交付金	340,381
	4 生涯学習費	721,525		5 配当割交付金	195,991
	5 スポーツ費	522,804		6 株式等譲渡所得割交付金	165,243
	6 大学費	1,744,941		7 地方消費税交付金	7,826,250
	7 私学等振興費	3,306,787		8 ゴルフ場利用税金交付金	213,230
11 警察費		21,976,866		9 特別地方消費税交付金	751



款	項	金額
	10 自動車取得税金 交付	1,321,062
	11 利子割精算金	164
	12 雑支出	707,692
15 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
	歳出合計	430,363,654

## 第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
議 会 史 編 さん 委 託 料	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで		2,765
アウトソーシング推進関連職員健康診断等 委託料	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで		70,748
外 国 雑 誌 購 入 費 (高知女子大学)	平成18年4月1日から 平成19年12月31日まで		5,629
外 国 雑 誌 購 入 費 (高知短期大学)	平成18年4月1日から 平成19年12月31日まで		357
啓 発 用 広 告 塔 制 作 等 委 託 料	平成18年4月1日から 平成19年4月30日まで		5,500
池 公 園 管 理 運 営 委 託 料	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで		12,409
新情報ハイウェイ通信回線等の使用料	平成18年4月1日から 平成22年3月31日まで		1,378,188
保健師、助産師、看護師等養成奨学貸付	平成18年4月1日から 平成22年3月31日まで		20,628

事 項	期 間	限 度	額
ふくし交流プラザ管理運営委託料	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで		145,741
盲ろう福祉会館運営委託料	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで		18,564
財団法人高知県魚さい加工公社の事業資金 融資損失補償	平成18年8月1日から 平成19年7月31日まで	財団法人高知県魚さい加工公社が金融機関から融資を受ける額（当座借越 限度額70,000千円、年利率1.625パーセント以内）のうち、約定に定めると ころにより、金融機関に即時支払をしなければならない日において支払う ことができなかつた元本及び利息並びにその翌日から補償履行の日までの 損害金（年利率14.0パーセント以内）に相当する金額の2分の1の額につ いての損失補償	
頑張る企業総合支援資金の利子補給	平成18年4月1日から 平成22年3月31日まで	融資額450,000千円以内の年利率2.0パーセント以内の額	
中小企業制度金融貸付金の保証料補給	平成18年4月1日から 平成35年3月31日まで	融資額27,500,000千円以内の年信用保証料率2.1パーセント以内の額	
財団法人高知県産業振興センターが行う設 備貸与事業の損失補償	平成18年4月1日から 平成27年3月31日まで	財団法人高知県産業振興センターが中小企業金融公庫から融資を受ける額 のうち、各事業年度終了後3箇月間経過しても、なお設備貸与を受けた者 から弁済を受けることができなかつた元本の90パーセント（リースの場合 は100パーセント）に相当する額の損失補償	支払補償限度額 237,500
水産試験場庁舎等警備委託料	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで		3,680
農業近代化資金の利子補給	平成18年4月1日から 平成39年3月31日まで	融資額3,000,000千円以内の年利率1.25パーセント以内の額	

事 項	期 間	限 度 額
中山間地域活性化資金の利子補給	平成18年4月1日から 平成45年3月31日まで	融資額100,000千円以内の年利率2.4パーセント以内の額
農業経営負担軽減支援資金の利子補給	平成18年4月1日から 平成35年3月31日まで	融資額300,000千円以内の年利率1.25パーセント以内の額
園芸産地リフレッシュ資金の利子補給	平成18年4月1日から 平成34年3月31日まで	融資額600,000千円以内の年利率0.5パーセント以内の額
農林業災害対策資金の利子補給補助	平成18年4月1日から 平成27年3月31日まで	融資額160,000千円以内の年利率2.25パーセントの2分の1以内の額
農業経営基盤強化資金の利子補給補助	平成18年4月1日から 平成45年3月31日まで	融資額500,000千円以内の年利率0.235パーセント以内の額
農業経営改善促進資金の利子補給	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	融資額300,000千円以内の年利率1.65パーセント以内の額
財団法人高知県農業公社の農地保有合理化促進事業資金融資損失補償	平成18年4月1日から 平成25年3月31日まで	財団法人高知県農業公社が社団法人全国農地保有合理化協会から融資を受ける額（融資限度額35,000千円、5年間無利子）のうち、元本最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において弁済することができなかった元本、延滞金（年利率10.95パーセント）及び違約金の合計額に相当する金額並びに損失確定日の翌日から補償履行の日までの延滞利息（年利率10.95パーセント）に相当する金額についての損失補償
社団法人高知県森林整備公社が融資を受ける事業資金の損失補償	平成18年4月1日から 平成19年6月30日まで	社団法人高知県森林整備公社が金融機関から融資を受ける額（融資限度額1,302,000千円、償還1年以内、年利率5.0パーセント以内）のうち、約定償還期限到来の日において弁済することができなかった元本及び利息並びに約定償還期限到来の日の翌日から補償履行の日までの遅延利息（年利率12.0パーセント以内）に相当する金額についての損失補償

事 項	期 間	限 度 額
社団法人高知県森林整備公社が融資を受ける事業資金の損失補償	平成18年4月1日から平成34年3月31日まで	社団法人高知県森林整備公社が金融機関から融資を受ける額（融資限度額30,874千円、据置3年以内、償還15年以内、年利率5.0パーセント以内又は変動金利）のうち、約定償還期限到来の日において弁済することができなかった元本及び利息並びに約定償還期限到来の日の翌日から補償履行の日までの遅延利息（年利率14.0パーセント以内）に相当する金額についての損失補償
社団法人高知県森林整備公社の造林資金融資損失補償	平成18年4月1日から平成74年9月30日まで	社団法人高知県森林整備公社が農林漁業金融公庫から融資を受ける額（融資限度額2,854,607千円、据置35年以内、償還55年以内、年利率5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率））のうち、元本最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において弁済することができなかった元利金合計額及び遅延損害金に相当する金額並びに損失確定日の翌日から補償履行の日までの遅延利息（年利率11.0パーセント）に相当する金額についての損失補償
漁業近代化資金の利子補給	平成18年4月1日から平成39年3月31日まで	融資額800,000千円以内の年利率1.25パーセント以内の額
漁業経営維持安定資金の利子補給	平成18年4月1日から平成29年3月31日まで	融資額600,000千円以内の年利率1.25パーセント以内の額
県西南部豪雨漁業災害対策特別資金の利子補給補助	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで	融資額95,600千円以内の年利率1.17パーセント以内の額
沿岸漁業等経営育成資金の利子補給	平成18年4月1日から平成20年3月31日まで	融資額264,748千円以内の年利率0.6パーセント以内の額
漁業災害対策資金の利子補給補助	平成18年4月1日から平成26年3月31日まで	融資額300,000千円以内の年利率2.25パーセントの2分の1以内の額

事 項	期 間	限 度	額
漁業経営再建資金の利子補給	平成18年4月1日から 平成32年3月31日まで	融資額500,000千円以内の年利率0.1パーセント以内の額	
かつお・まぐろ漁業振興資金の利子補給	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで	融資額2,900,000千円以内の年利率1.0パーセント以内の額	
漁業経営改善促進資金の利子補給	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	融資額95,000千円以内の年利率2.1パーセント以内の額	
新規漁業就業者等支援資金の利子補給	平成18年4月1日から 平成24年3月31日まで	融資額3,000千円以内の年利率2.2パーセント以内の額	
漁業後継者資金の利子補給	平成18年4月1日から 平成34年3月31日まで	融資額50,000千円以内の年利率1.1パーセント以内の額	
新規漁業就業者等貸付金の保証料補給	平成18年4月1日から 平成34年3月31日まで	融資額53,000千円以内の年信用保証料率0.98パーセント以内の額	
栽培漁業センター庁舎警備委託料	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで		1,820
アウトソーシング推進関連種苗生産委託料	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで		7,445
高知県道路公社の借入金に対する債務保証	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで	高知県道路公社が高知桂浜道路の建設に要した費用の償還等に係る資金として平成18年度に金融機関から借り入れる1,480,000千円以内及び当該借入期間中の利息（年利率5.0パーセント以内）に相当する金額の合計額	

事 項	期 間	限 度	額
国道321号道路改築事業費 (以布利トンネル)	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで		1,900,000
国道194号道路特殊改良事業費 (休場口橋)	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで		220,000
県道伊野仁淀線地方道路交付金事業費 (下の谷橋)	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで		160,000
住宅宅地関連公共施設整備促進事業費 (新堀通り橋)	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで		150,000
過疎地域下水道建設代行事業費 (栲原浄化センター)	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで		68,400
県営住宅介良団地整備事業費	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで		569,559
社団法人高知県森林整備公社の教育の森造 林資金融資損失補償	平成18年4月1日から 平成19年6月30日まで	社団法人高知県森林整備公社が金融機関から融資を受ける額（融資限度額 12,000千円、償還1年以内、年利率5.0パーセント以内）のうち、約定償還 期限到来の日において弁済することができなかった元本及び利息並びに約 定償還期限到来の日の翌日から補償履行の日までの遅延利息（年利率12.0 パーセント以内）に相当する金額についての損失補償	
社団法人高知県森林整備公社の教育の森造 林資金融資損失補償	平成18年4月1日から 平成74年9月30日まで	社団法人高知県森林整備公社が農林漁業金融公庫から融資を受ける額（融 資限度額546,831千円、据置35年以内、償還55年以内、年利率5.0パーセン ト以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直 しを行った後においては、当該見直し後の利率）のうち、元本最終償還 期限到来後10箇月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）におい て弁済することができなかった元利金合計額及び遅延損害金に相当する金 額並びに損失確定日の翌日から補償履行の日までの遅延利息（年利率11.0 パーセント）に相当する金額についての損失補償	

事 項	期 間	限 度	額
県立学校のコンピュータ用ソフトの使用料	平成19年3月1日から 平成22年2月28日まで		78,928
アウトソーシング推進関連職員健康診断等 委託料	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで		6,500
警察共済組合職員住宅の賃借料	平成18年4月1日から 平成35年3月31日まで	年賦金総額327,894千円及び建設期間中の経過利息並びに公租公課及び損害 保険料の実額	
通信指令システム機器賃借料	平成18年4月1日から 平成24年3月31日まで		960,660



## 第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
職員退職手当	700,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	％ 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成19年度から平成48年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
庁舎整備事業費	50,000			
地域総合整備資金貸付事業費	360,000			
老人福祉施設等整備事業費	578,000			
県民文化ホール改修事業費	175,000			
女性相談所等整備事業費	5,000			
耕地事業費	1,746,000			
林道事業費	767,000			
治山事業費	1,988,000			
漁港事業費	1,032,000			
河川海岸事業費	2,457,000			
砂防事業費	2,219,000			
道路橋梁事業費	9,927,000			
日本高速道路保有・債務返済機構出資金	838,000			
都市計画事業費	1,989,000			
公営住宅建設事業費	386,000			
港湾空港事業費	636,000			
高等学校等施設整備事業費	189,000			
警察施設整備事業費	171,000			
交通安全施設整備事業費	204,000			
公共土木施設等災害復旧事業費	979,000			
国直轄事業費負担金	10,429,000			
住民税等減税補てん債	637,000			
臨時財政対策債	22,028,000			
計	60,490,000			

# 特 別 会 計

## 平成18年度高知県給与等集中管理特別会計予算

平成18年度高知県の給与等集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,909,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年2月22日提出

高知県知事 橋本 大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	給与等振替収入	121,909,000	1	給与等集中管理費	121,909,000
	1 給与等振替収入	121,909,000		1 給与等集中管理費	121,909,000
歳 入 合 計		121,909,000	歳 出 合 計		121,909,000

第 3 号

平成18年度高知県旅費集中管理特別会計予算

平成18年度高知県の旅費集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,486,295千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年2月22日提出

高知県知事 橋本 大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1 旅費振替収入		1,486,295	1 旅費集中管理費		1,486,295
	1 旅費振替収入	1,486,295		1 旅費集中管理費	1,486,295
歳 入 合 計		1,486,295	歳 出 合 計		1,486,295

## 平成18年度高知県用品等調達特別会計予算

平成18年度高知県の用品等調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ900,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年2月22日提出

高知県知事 橋本 大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1	用品等管理収入	900,000	1	用品等調達費	900,000
	1 用品等管理収入	900,000		1 用品等調達費	900,000
歳 入 合 計		900,000	歳 出 合 計		900,000

第 5 号

平成18年度高知県土地取得事業特別会計予算

平成18年度高知県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ145,819千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年2月22日提出

高知県知事 橋本 大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1	土地取得事業収入	145,819	1	土地取得事業費	145,819
	1 土地取得事業収入	145,819		1 土地取得事業費	145,819
歳 入 合 計		145,819	歳 出 合 計		145,819

## 平成18年度高知県災害救助基金特別会計予算

平成18年度高知県の災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,206千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年2月22日提出

高 知 県 知 事      橋   本   大 二 郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 災害救助基金収入		60,206	1 災害救助費		60,206
	1 災害救助基金収入	60,206		1 災害救助費	60,206
歳 入 合 計		60,206	歳 出 合 計		60,206

第 7 号

平成18年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成18年度高知県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,122千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成18年2月22日提出

高知県知事 橋本 大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業収入		99,122	1 母子寡婦福祉資金貸付金		99,122
	1 貸付事業収入	99,122		1 貸付事業費	99,122
歳 入 合 計		99,122	歳 出 合 計		99,122



## 第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
母子寡婦福祉資金貸付	平成18年4月1日から 平成24年3月31日まで	50,376

第 8 号

平成18年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成18年度高知県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,886,249千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年2月22日提出

高知県知事 橋本 大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1 中小企業近代化資金助成事業収入		1,886,249	1 中小企業近代化資金		1,886,249
	1 設備導入資金助成事業収入	753,529		1 設備導入資金	753,529
	2 高度化資金助成事業収入	1,132,720		2 高度化資金	1,132,720
歳 入 合 計		1,886,249	歳 出 合 計		1,886,249

平成18年度高知県の流通団地及び工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,533,397千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、180,000千円と定める。

平成18年2月22日提出

高知県知事 橋本 大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1	流通団地及び工業団地造成事業収入	3,533,397	1	流通団地及び工業団地造成事業費	3,533,397
	1 流通団地造成事業収入	3,066,859		1 流通団地造成費	3,066,859
	2 工業団地造成事業収入	466,538		2 工業団地造成費	466,538
歳 入 合 計		3,533,397	歳 出 合 計		3,533,397

## 第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	2,530,000	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 民間資金	% 5.0以内	1 平成19年度から平成48年度までの30箇年以内において、半年賦元金均等償還等とする。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

## 平成18年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成18年度高知県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ849,564千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成18年2月22日提出

高知県知事 橋本 大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1	農業改良資金助成事業収入	849,564	1	農業改良資金助成事業費	849,564
	1 農業改良資金助成事業収入	694,584		1 農業改良資金助成事業費	694,584
	2 就農支援資金助成事業収入	154,980		2 就農支援資金助成事業費	154,980
歳 入 合 計		849,564	歳 出 合 計		849,564

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業改良資金の損失補償	平成18年4月1日から 平成34年3月31日まで	金融機関が融資した農業改良資金のうち、高知県農業信用基金協会が代位 弁済を行い、かつ、求償権を償却した場合に、金融機関が高知県農業信用 基金協会に拠出する額（求償権償却額の10パーセントに相当する額）の2 分の1以内の額

## 平成18年度高知県県営林事業特別会計予算

平成18年度高知県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ289,091千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成18年2月22日提出

高知県知事 橋本 大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 県営林事業収入		289,091	1 県営林事業費		289,091
	1 県営林事業収入	289,091		1 県営林事業費	289,091
歳 入 合 計		289,091	歳 出 合 計		289,091

## 第2表 地 方 債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公有林整備事業費	46,000	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 農林漁業金融公庫	% 5.0以内	1 平成19年度から平成68年度までの50箇年以内において、年賦元利均等償還又は年賦元金均等償還とする。 2 財政の都合により、起債額の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。



平成18年度高知県の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,067,158千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成18年2月22日提出

高 知 県 知 事      橋   本   大 二 郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	林業・木材産業改善 資金助成事業収入	2,067,158	1	林業・木材産業改善 資金助成事業費	2,067,158
	1 林業・木材産業改善 資金助成事業収入	177,780		1 林業・木材産業改善 資金助成事業費	177,780
	2 木材産業等高度化推進 資金助成事業収入	1,889,378		2 木材産業等高度化推進 資金助成事業費	1,889,378
歳 入 合 計		2,067,158	歳 出 合 計		2,067,158

## 第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
木材産業等高度化推進資金助成事業費	472,250	1 借入方法 普通貸借 2 借入先 独立行政法人 農林漁業信用基金	% 1.0以内	独立行政法人農林漁業信用基金の融通条件による。

## 平成18年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成18年度高知県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,253千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成18年2月22日提出

高 知 県 知 事      橋   本   大 二 郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	沿岸漁業改善資金 助成事業収入	103,253	1	沿岸漁業改善資金 助成事業費	103,253
	1	沿岸漁業改善資金 助成事業収入		103,253	1
歳 入 合 計		103,253	歳 出 合 計		103,253

第 14 号

平成18年度高知県流域下水道事業特別会計予算

平成18年度高知県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,038,139千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成18年2月22日提出

高知県知事 橋本 大二郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1	流域下水道事業 収 入	1,038,139	1	流域下水道事業費	1,038,139
	1	流域下水道事業 収 入		1,038,139	1
歳 入 合 計		1,038,139	歳 出 合 計		1,038,139

## 第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	111,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 公営企業金融公庫 資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成19年度から平成48年度までの30箇年以内 において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等 償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる 場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

第 15 号

平成18年度高知県港湾整備事業特別会計予算

平成18年度高知県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ977,979千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成18年2月22日提出

高 知 県 知 事                      橋   本   大 二 郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 港湾整備事業収入		977,979	1 港湾整備事業費		977,979
	1 港湾整備事業収入	977,979		1 港湾整備事業費	977,979
歳 入 合 計		977,979	歳 出 合 計		977,979

## 第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	54,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	% 5.0以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 公営企業金融公庫 資金について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成19年度から平成48年度までの30箇年以内 において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等 償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる 場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

第 16 号

平成18年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算

平成18年度高知県の高等学校等奨学金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ386,862千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成18年2月22日提出

高 知 県 知 事      橋   本   大 二 郎

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	高等学校等奨学金貸付事業収入	386,862	1	高等学校等奨学金貸付金	386,862
	1 貸付事業収入	386,862		1 貸付事業費	386,862
歳 入 合 計		386,862	歳 出 合 計		386,862



## 第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
高等学校等奨学金貸付	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで	333,132

## 第 17 号

## 平成 18 年度 高知県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成18年度高知県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 水力供給電力量 173,410,000キロワット時
- (2) 風力供給電力量 4,836,600キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	電 気 事 業 収 益	1,493,852千円
第 1 項	営 業 収 益	1,430,918千円
第 2 項	財 務 収 益	46,874千円
第 3 項	営 業 外 収 益	1,560千円
第 4 項	特 別 利 益	14,500千円
支 出		
第 1 款	電 気 事 業 費 用	1,421,179千円
第 1 項	営 業 費 用	1,311,127千円
第 2 項	財 務 費 用	41,224千円
第 3 項	営 業 外 費 用	44,828千円
第 4 項	特 別 損 失	21,000千円
第 5 項	予 備 費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額456,064千円は、減債等積立金95,184千円、中小水力発電開発改良積立金351,468千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,412千円及び損益勘定留保資金1,000千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款	資 本 的 収 入	7,990千円
第1項	貸付金償還受入金	7,990千円
	支 出	
第1款	資 本 的 支 出	464,054千円
第1項	建 設 改 良 費	367,870千円
第2項	企 業 債 償 還 金	95,184千円
第3項	予 備 費	1,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	231,674	平成18年度 平成19年度	92,670 139,004
		吉野発電所水車羽根等改良製作工事			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と財務費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 473,916千円
- (2) 交 際 費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成18年2月22日提出

高 知 県 知 事 橋 本 大 二 郎

第 18 号

平成18年度高知県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成18年度高知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水量

一日平均給水量 30,160立方メートル

年間総給水量 11,008,400立方メートル

(2) 給水先事業所数 58社

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 190,488千円

第1項 営業収益 185,050千円

第2項 営業外収益 4,438千円

第3項 特別利益 1,000千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用 149,684千円

第1項 営業費用 135,369千円

第2項 営業外費用 11,315千円

第3項 特別損失 2,000千円

第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額47,500千円は、建設改良積立金36,228千円、減債等積立金2,282千円及び損益勘定留保資金8,990千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款	資	本	的
	収	入	347,145千円
第1項	借	入	金
			347,144千円
第2項	雑	収	入
			1千円
	支	出	
第1款	資	本	的
	支	出	394,645千円
第1項	建	設	改
	良	費	211,498千円
第2項	企	業	債
	償	還	金
			174,157千円
第3項	借	入	金
	償	還	金
			7,990千円
第4項	予	備	費
			1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 47,517千円
- (2) 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成18年2月22日提出

高知県知事 橋本大二郎

第 19 号

平成 18 年度 高知県 病院事業 会計 予算

(総 則)

第 1 条 平成18年度高知県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 安芸病院事業

(1) 病 床 数	94,170床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	69,313人
外 来	146,240人
(3) 一日平均患者数	
入 院	190人
外 来	597人

2 芸陽病院事業

(1) 病 床 数	55,845床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	48,691人
外 来	16,145人
(3) 一日平均患者数	
入 院	133人
外 来	66人

3 幡多けんみん病院事業

(1) 病 床 数	129,575床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	109,359人

外 来	211,316人
(3) 一日平均患者数	
入 院	300人
外 来	863人
4 主要な建設改良事業	
安芸地域県立病院整備事業	5,775千円
安芸病院改良事業	2,928千円
幡多けんみん病院改良事業	2,067千円
医療器械等整備事業	265,255千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 本 庁 事 業 収 益		108,571千円
第 1 項 医 業 外 収 益		108,570千円
第 2 項 特 別 利 益		1千円
第 2 款 安 芸 病 院 事 業 収 益		3,933,736千円
第 1 項 医 業 収 益		3,306,194千円
第 2 項 医 業 外 収 益		627,541千円
第 3 項 特 別 利 益		1千円
第 3 款 芸 陽 病 院 事 業 収 益		1,136,023千円
第 1 項 医 業 収 益		810,406千円
第 2 項 医 業 外 収 益		325,616千円
第 3 項 特 別 利 益		1千円
第 4 款 幡 多 け ん み ん 病 院 事 業 収 益		7,865,670千円
第 1 項 医 業 収 益		6,756,581千円
第 2 項 医 業 外 収 益		1,109,088千円
第 3 項 特 別 利 益		1千円
収 入 合 計		13,044,000千円



支 出

第 1 款	本 庁 事 業 費 用	124,650千円
第 1 項	医 業 費 用	111,795千円
第 2 項	医 業 外 費 用	4千円
第 3 項	特 別 損 失	12,851千円
第 2 款	安 芸 病 院 事 業 費 用	3,906,566千円
第 1 項	医 業 費 用	3,793,150千円
第 2 項	医 業 外 費 用	96,915千円
第 3 項	特 別 損 失	16,501千円
第 3 款	芸 陽 病 院 事 業 費 用	1,082,772千円
第 1 項	医 業 費 用	1,061,605千円
第 2 項	医 業 外 費 用	20,666千円
第 3 項	特 別 損 失	501千円
第 4 款	幡多けんみん病院事業費用	7,782,230千円
第 1 項	医 業 費 用	7,416,697千円
第 2 項	医 業 外 費 用	333,865千円
第 3 項	特 別 損 失	31,668千円
支 出 合 計		12,896,218千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第 1 款	資 本 的	収 入		937,018千円
第 1 項	企 業	債		257,000千円
第 2 項	借 入	金		204,527千円
第 3 項	負 担	金		449,341千円
第 4 項	補 助	金		26,149千円
第 5 項	雑	収 入		1千円
		支	出	
第 1 款	資 本 的	支 出		937,018千円
第 1 項	建 設 改 良	費		281,025千円
第 2 項	企 業 債 等	償 還 金		655,993千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械等整備事業費	257,000	1 借入方法 普通貸借又は証券発行 2 借入先 政府資金 その他	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成19年度から平成48年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,141,475千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第9条 高知県病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、136,793千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,328,999千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	全身用X線コンピュータ断層撮影装置	1式

平成18年2月22日提出

高知県知事 橋本 大二郎